

弁 明 書

7 人 参 課 第 9 6 号
令和 7 年 4 月 2 3 日

審査請求人 宮部 龍彦 様

処分庁

相模原市長 本村 賢太郎



令和 6 年 1 2 月 9 日に提出された、令和 6 年 1 1 月 8 日付け相模原市指令（人参）第 1 4 号により行った公文書公開（一部公開）決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、以下のとおり弁明する。

1 弁明の趣旨

本件処分に対する審査請求人の主張は否認する。

2 本件処分に至るまでの経緯

（1）令和 6 年 1 0 月 2 5 日付けで「公文書の請求に係る公文書の内容」を次のとおりとする公文書公開請求があった。

ア 国連 N G O 横浜国際人権センター補助金に係る保存されている全ての文書

イ 国連 N G O 横浜国際人権センターが開催する行事に関連する文書（参加要請等）

（2）令和 6 年 1 0 月 2 8 日には文書特定について、同年 1 1 月 5 日には重複する文書の枚数削減について、電話にて公文書公開請求の請求者に確認した。

（3）公文書公開請求書に記載された公文書の内容を確認した。

（4）（3）の内容の一部が相模原市情報公開条例（平成 1 2 年相模原市条例第 3 9 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 号又は第 3 号アに該当するため、一部公開とし、令和 6 年 1 1 月 8 日付けで本件処分を行った。なお、公開しない部分の概要及び公開しない理由は、次のとおりである。

項目	公開しない部分の概要	公開しない理由
1	責任者氏名	条例第7条第1号該当 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。
2	法人の口座情報、収支 予算書の内訳、補助金 等概要調書の全体事業 費、収支決算書の内訳 及び代表者印	条例第7条第3号ア該当 法人その他の団体に関する情報であり、 公にすることにより、当該法人等の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害 するおそれがあるため。

3 本件審査請求に対する意見（弁明の理由）

（1）2（4）の表の項目1（以下「項目1」という。）について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の理由」において、項目1に関して、『相模原市情報公開条例第7条第1号』によれば個人に関する情報であっても、『事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。』としている。『責任者』は相模原市長に対する補助金交付申請を行うという、本件事業に係る業務を担った者であるから、まさに『事業を営む個人の当該事業に関する情報』に該当する旨主張する。

この点について、条例第7条第1号は、非公開となる情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

条例の解釈及び運用の基準をまとめた「さがみはらの情報公開」によると、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」は、個人に関する一切の情報とされ、具体例として、「氏名」が挙げられている。また、「当該事業に関する情報」については事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等をいい、事業と直接関係のない個人に関する情報は、条例第7条第1

号の規定で判断することとされている。

以上を「責任者氏名」に当てはめると、「責任者氏名」欄は、団体等の代表者の氏名の記載を求める欄ではなく、書類の発行に關しての責任者の氏名を記載する欄で、記載されている事項は、個人の氏名であり条例第7条第1号に規定する「個人に關する情報」に当たる。そして、当該氏名は、「事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等」に当たらないことから、条例第7条第1号に規定する「事業を営む個人の当該事業に關する情報」には当たらない。審査請求人は、「相模原市長に対する補助金交付申請を行うという、本件事業に係る業務を担った者である」ことをもって「事業を営む個人の当該事業に關する情報」に該当する旨主張するが、上記の理由から、「事業を営む個人の当該事業に關する情報」には当たらない。

以上の理由から、「責任者氏名」は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当し、非公開とすることが適切である。

(2) 2(4)の表の項目2(以下「項目2」という。)について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の理由」において、項目2に關して、「国連NGO横浜国際人権センターは非営利団体であるから『競争上の地位』ということは無関係であるし、他の具体的な『利益を害するおそれ』も存在しない」旨主張する。

この点について、条例第7条第3号は、非公開となる情報として、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下『法人等』という。)に關する情報又は事業を営む個人の当該事業に關する情報であつて、次に掲げるもの」と規定し、同号アにおいて「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

条例の解釈及び運用の基準をまとめた「さがみはらの情報公開」によると、条例第7条第3号アに規定する「『権利』とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、『競争上の地位』とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、『その他正当な利益』には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる」とされており、同号に該当する

情報の具体例として、金銭の出納、経理上の処理等に関する情報等の「経理、人事等もっぱら法人等の内部情報であって、公開することにより、活動の自由や結社の自由が損なわれるもの」や、「その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」等が挙げられている。

以上を当てはめると、「法人の口座情報、収支予算書の内訳、補助金等概要調書の全体事業費、収支決算書の内訳」は、団体等の内部の財務経理に係る情報であり、公開することにより、団体等の財産を害するおそれがあるほか、不特定多数の者が知ることとなった場合、団体等の運営等につき種々の風評や憶測を招き、消極的な評価を受け、競争に当たっての地位、ノウハウ等の団体等としての活動や信用等を害するおそれがある。

また、「代表者印」の印影は、押印された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するものであり、公開することにより、偽造されるおそれがある等、団体等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上の理由から、「法人の口座情報、収支予算書の内訳、補助金等概要調書の全体事業費、収支決算書の内訳及び代表者印」は、条例第7条第3号アに規定する非公開情報に該当し、非公開とすることが適切である。なお、審査請求人は、非営利団体であることをもって競争上の地位とは無関係である旨主張するが、仮に非営利団体であったとしても上記の理由は当てはまり、判断に影響を及ぼすとは言えない。

(3) その他について

審査請求人は、審査請求書の「4 審査請求の理由」の第3段落において、座間市での文書の公開を引き合いにしているが、本件処分は、相模原市の条例に基づき処分をしたものであり、座間市が行った文書の公開とは関係がなく、相模原市が情報を公開する理由とならない。また、座間市から公開された文書の内容から支障及び不利益の有無について述べているが、これについても同様の理由から相模原市が情報を公開する理由とならない。

4 結論

以上のことから、本件処分は適法であり、本件審査請求は理由がなく棄却されるべきである。

以 上